

# 港湾協力団体制度について

## 1 制度の概要

港湾協力団体指定制度とは、港湾管理者と協力して港湾の管理等を適正かつ確実に行うことができる法人その他の団体を港湾協力団体として指定する制度です。  
(港湾法第41条の2)

## 2 対象業務 (港湾法第41条の3)

業務内容	具体例
港湾管理者に協力して行う港湾施設の整備又は管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地における植栽</li> <li>・行事に利用する浮棧橋の設置</li> <li>・クルーズ船寄港時の埠頭用地や道路の段差解消・清掃等</li> <li>・海浜の清掃</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
港湾の開発、利用、保全及び管理に関する情報又は資料を収集及び提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾に関するパンフレットの作成及び配布</li> <li>・クルーズ船寄港時の受入活動の把握</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
港湾の開発、利用、保全及び管理に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾の経済効果調査</li> <li>・クルーズ旅客の動向調査</li> <li>・水質モニタリング調査</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
港湾の開発、利用、保全及び管理に関する知識の普及及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クルーズ船寄港時の歓迎行事の実施等</li> <li>・港湾の能力やサービス水準のPR</li> <li>・港湾の役割等に関する講習会・学習会</li> <li>・港湾における避難訓練・図上訓練</li> <li>・港湾の見学ツアーの開催</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
上記の業務内容に附帯する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の具体例等に附帯する業務</li> </ul>

## 3 港湾協力団体として想定される団体

想定される団体	活動実施例
クルーズ船寄港時のおもてなし等を行う団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クルーズ船寄港時のおもてなしイベントの企画・運営</li> <li>・クルーズ船の入港情報やイベント情報の発信</li> <li>・船内見学会の実施</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
みなとオアシス運営・活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域情報、観光情報の発信</li> <li>・地域特産物の販売</li> <li>・地域の祭りやイベント等の開催</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
港湾に関する啓蒙や環境調査等を行う団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海辺環境のモニタリング、調査研究等</li> <li>・市民、子ども向け環境教育イベントの開催</li> <li>・シンポジウム・セミナーの開催</li> <li>・港湾を中心としたイベントの開催</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

#### 4 対象とする港湾

三重県が管理する次の19港湾とします。ただし、管理上の理由や公共工事等により対象とならない場合がありますので、事前に港湾管理者までご相談ください。

(対象港湾)

津松阪港、尾鷲港、桑名港、千代崎港、白子港、宇治山田港、鳥羽港、的矢港、浜島港、賢島港、五ヶ所港、吉津港、長島港、引本港、三木里港、賀田港、二木島港、木本港、鵜殿港

#### 5 指定期間(活動計画期間)

1年以上3年以内としますが、最終日は当該期間内の3月31日とします。(以降、更新する場合は、4月1日からの更新となります。)

#### 6 港湾協力団体指定に係る申請資格

- (1) 宗教活動又は政治活動を活動目的としていない団体であること。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (3) 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- (4) 港湾協力団体の指定を受けた場合に、港湾協力団体としての活動以外では、港湾協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

など。

【備考】以上の要件等を満たし、活動実施計画書等から公共性、貢献度、実効性、協調性があると認められた団体について、港湾管理者が港湾協力団体に指定します。

#### 7 港湾協力団体指定の効果

- (1) 業務の実施に関し、必要な情報等を国及び港湾管理者から受けられます。(港湾法第41条の5)
- (2) 港湾法第37条第1項における港湾区域内水域等を占用する際、港湾管理者との協議が成立することをもって、占用の許可があったものとみなし、手続きの簡素化を図ります。(港湾法第41条の6)

【注】上記については、あくまで、当該港湾協力団体としての業務の係る範囲内のものであり、それ以外で特別な権限が発生するものではありません。

#### 8 その他

申請にあたっては、別添の「港湾協力団体の申請及び指定等に係る手引き」及び「港湾協力団体の指定後の留意事項」もあわせてご覧ください。

#### 9 問い合わせ先

三重県県土整備部港湾・海岸課

TEL: 059-224-2700

FAX: 059-224-3117

E-mail: kowan@pref.mie.jp